

令和 6 年 6 月 14 日

令和 6 年 度 県 議 会  
第401回通常会議提出追加報告(1)説明資料

栃 木 県

令和6年度県議会 第401回通常会議提出追加報告（1）説明資料目次

○ 報告の概要 ..... 3

## 報 告 の 概 要

件 名	概 要	主 管 部 局	議案頁
報告追第1号 令和5年度栃木県継続費 繰越計算書の報告について	県南高等看護専門学院本館等解体工事費ほか11事業について、令和5年度栃木県継続費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告するものである。	総 合 政 策 部 経 営 管 理 部 生活文化スポーツ部 環 境 森 林 部 県 土 整 備 部 教育委員会事務局	3
報告追第2号 令和5年度栃木県繰越明 許費繰越計算書の報告につ いて	県有財産管理費ほか103事業について、令和5年度栃木県繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものである。	経 営 管 理 部 保 健 福 祉 部 環 境 森 林 部 産 業 労 働 観 光 部 農 政 部 県 土 整 備 部 危 機 管 理 防 災 局 教 育 委 員 会 事 務 局 警 察 本 部	5
報告追第3号 令和5年度栃木県事故繰 越し繰越計算書の報告につ いて	介護基盤整備等事業費ほか8事業について、令和5年度栃木県事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものである。	保 健 福 祉 部 環 境 森 林 部 産 業 労 働 観 光 部 県 土 整 備 部 教 育 委 員 会 事 務 局	15
報告追第4号 令和5年度栃木県流域下 水道事業会計予算繰越計算 書の報告について	流域下水道建設事業費について、令和5年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。	県 土 整 備 部	18

件名	概要	要	主管部局	議案頁
報告追第5号 令和5年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について	今市発電管理事務所佐貫ダム監視カメラ設置工事ほか15事業について、令和5年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書及び令和5年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。		企 業 局	20
報告追第6号 令和5年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について	深山発電所全面改修工事について、令和5年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するものである。			25
報告追第7号 令和5年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について	戸田受水地外遠方監視制御用UPS等更新工事ほか4事業について、令和5年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。			27
報告追第8号 令和5年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	薬品注入設備更新工事ほか4事業について、令和5年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものである。			30
報告追第9号 令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について	取水場・浄水場予備発電機点検修繕工事ほか1事業について、令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。			32
報告追第10号 令和5年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	薬品注入設備更新工事ほか3事業について、令和5年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものである。			34
報告追第11号 令和5年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について	工業用地開発調査費ほか1事業について、令和5年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。			36

件名	概要	主管部局	議案頁
報告追第12号 令和5年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書の報告について	とちまるゴルフクラブ送水用水中ポンプ交換工事について、令和5年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。	企業局	38